

第1章 共済掛金分割払特約

(共済掛金の分割払)

第1条 本組合は、この特約により共済契約者が自動車共済証書記載の回数および金額の共済掛金（以下「分割共済掛金」といいます。）を所定の支払方法により分割して支払うことを承認します。

2. この特約は、共済期間が原則として1ヵ年の契約（以下「主契約」といいます。）に適用します。

(分割共済掛金の支払方法)

第2条 共済掛金の分割払の回数は12回以内とし、2回目以降の分割共済掛金は、1回につき千円単位とし、各月均等順月払とします。

2. 共済契約者は、1回目の分割共済掛金（以下「初回共済掛金」といいます。）を一般条項第1条（共済責任期間）が定める共済責任期間が始まる時までに支払わなければなりません。ただし、初回共済掛金口座振替特約が適用される場合には、その特約の規程によります。

3. 2回目以降の分割共済掛金の支払方法は、原則として口座振替または銀行振込の方法によります。

4. 共済契約者は、2回目以降の分割共済掛金を第2項の規定する共済責任期間が始まる時の1か月後ごとの契約応当日までに支払わなければなりません。ただし、前項の支払方法を口座振替とした場合は、金融機関の指定した引落日を支払期日とします。

5. 前項の支払期日が、提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の支払いがその休業日の翌営業日に行われた場合には、本組合は初回共済掛金の支払期日に支払いがあったものとみなします。

(初回共済掛金領収前の事故)

第3条 本組合は、共済期間が始まった後でも、初回共済掛金口座振替特約第5条（初回共済掛金支払い前の共済金支払いに関する特則）が適用される場合を除き、初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害については、共済金を支払いません。

(分割共済掛金不払いの場合の免責)

第4条 本組合は、共済契約者が第2条（分割共済掛金の支払方法）第4項に定める支払期日に分割共済掛金の支払いを怠った場合は、その支払期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害については共済金を支払いません。

(契約内容変更による共済掛金の精算方法)

第5条 共済契約者は、主契約の内容変更等により、追加共済掛金が発生した場合は、変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、その全額を一時に支払わなければなりません。ただし、主契約締結時点で選択した支払方法が口座振替等の場合は、追加共済掛金を分割払いとすることにより主契約の分割共済掛金と併せて支払うことができます。

2. 前項の追加共済掛金の支払期日までに主契約の分割共済掛金の最終支払期日が到来する場合には、前項にかかわらず、当該最終支払期日までに、その全額を一時に支払わなければなりません。

3. 本組合は、主契約の内容変更等により、共済契約者に対する返戻金が発生した場合は、その全額を一時に返戻することとします。ただし、掛金総額が減少する場合は、残余の分割共済掛金を再計算します。また、分割共済掛金は1回につき千円以上とします。

(分割共済掛金不払いの場合の取扱い)

第6条 共済契約者が第2条（分割共済掛金の支払方法）第4項に定める支払期日に分割共済掛金の支払いを怠った場合であっても、その支払期日の属する月の翌月の支払期日までに共済契約者が所定の分割共済掛金を支払ったときは、この共済契約は、有効に存続したものとみなします。

(分割共済掛金不払いによる共済契約の解除)

第7条 本組合は、共済契約者が、第2条（分割共済掛金の支払方法）第4項に定める支払期日に分割共済掛金の支払いを怠り、その支払期日の属する月の翌月の支払期日（注）までに支払いがない場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

2. 前項の共済契約の解除の効力は、前項の分割共済掛金の支払いを怠った日から将来に向かって生じます。

（注）翌月以降に分割共済掛金の支払期日がない場合は、共済契約の終期日とします。

(共済掛金の返戻－共済契約者による共済契約の解除の場合)

第8条 本組合は、共済契約者が共済掛金の支払いを完了する前に共済契約を全て解除した場合は、分割払いによる支払済共済掛金の総額から既経過期間に対する自動車共済約款第5章一般条項第12条（告知義務・通知義務等の場合の共済掛金の返戻または請求）第5項に定める方法によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。

2. 本組合は、共済契約者が共済掛金の支払いを完了する前に共済契約の一部解除等により共済掛金を返還することとなる場合、分割払いによる支払済共済掛金の総額が既経過期間に対応する共済掛金に当該返還金を加算した額以上になるまでは返還しません。

(共済掛金の返戻－分割共済掛金不払いによる共済契約の解除の場合)

第9条 本組合は、第7条（分割共済掛金不払いによる共済契約の解除）の規定により共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金から支払いを怠った支払期日までの既経過期間に対して組合の定める短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。

(準用規程)

第10条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

附 則

1. この特約は、平成6年7月1日から適用し、旧特約条項は同日限り廃止する。
2. この改正（払込方法等）は平成19年6月29日（行政庁の承認の日）から適用する。
3. この改正（共済掛金の分割払）等は平成23年7月1日（行政庁の認可の日）から適用する。
4. この改正（共済掛金の分割払）等は行政庁の認可の日から施行し、平成29年8月1日以降に始期を有する継続契約から適用する。
5. この改正（払込方法等）等は行政庁の認可の日から施行し、平成30年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
6. この改正（第1条共済掛金の分割払から第10条準用規程）は、行政庁の認可の日から施行し、令和7年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。